

認可外保育施設立入調査実施方針

1 目的

この実施方針は、認可外保育施設指導監督実施要綱（平成14年10月1日制定。以下「要綱」という。）の第6条から第12条の規定に基づき、立入調査の実施に関して必要な事項を定め、円滑な調査の実施を図ることを目的とする。

2 立入調査

(1) 立入調査対象施設

原則として、所管区域内にある全届出対象施設に対して立入調査を実施する。ただし、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力する。

なお、事業所内保育施設に対しては、3年に1回以上計画的に立入調査を実施するものとする。

(2) 調査実施体制

原則として、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する2名以上の職員（うち1名は係長相当職以上の職にある者とする。）が調査に当たることとし、別紙1により、立入調査対象施設に通知するものとする。

(3) 市町及び他部局との連携

必要に応じ、防災上、衛生上の問題等があると考えられる場合には、消防部局、衛生部局等と連携して、指導を行うものとする。

(4) 実施時期

可能な限り12月までに立入調査を実施するものとする。

なお、届出対象施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が未交付である施設について、優先的に実施できるよう計画するものとする。

(5) 結果通知

原則として立入調査後1か月以内に、立入調査の結果を施設に対し通知するものとする。なお、改善を要する事項がある場合は、4(1)改善指導の対象により指導を行うこと。

(6) その他

年度途中に新規に把握された施設については、速やかに設置届出や運営状況報告を求めるものとし、実施計画に基づく調査とは別に立入調査を実施するものとする。なお、速やかな立入調査が実施できない場合であっても、指導監督基準の送付やその他の手段により関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに行うものとする。

3 調査資料及び指導監督調書

(1) 調査資料

施設から提出された運営状況報告（未提出の施設にあつては、調査員が作成するものとする。）等によるものとし、別紙3の指導監督調書に基づき調査を行うものとする。

なお、運営状況報告は6月1日現在の状況により、提出を依頼すること。

要綱第6条第4項に基づく運営状況報告の写しの社会福祉課への提出については、7月末日を期限とする。

(2) 指導監督調書

国において示された評価基準（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付につ

いて」平成17年1月21日付け雇児発第0121002号の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」別表)を使用するものとする。

4 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善指導を求める必要があると認められる場合は、文書により改善指導を行うものとし、その内容は、次の判定区分によるものとする。

ア B判定(指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの)

イ C判定(指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの)

改善指導は、指摘内容が指導監督基準に沿ったものか、主観的な指導内容となっていないか、指摘内容に偏りはないか等を吟味したうえ、要綱別記様式第10号の(2)及び(3)により回答期限を定めて、行うものとする。この際、別紙4の改善措置結果報告書に改善状況の確認できる資料等を添付して、回答を求めるものとする。

なお、回答期限が経過しても回答がない場合は、文書等により督促を行うものとする。

(2) 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答があった場合は、改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設に対する特別立入調査を行うものとする。なお、回答期限が経過しても回答がなく、文書等による督促を行ったにも関わらず回答がない場合も同様とする。

(3) 改善勧告

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、速やかに社会福祉課に報告するものとし、改善勧告を含む今後の改善指導の実施方法等について協議するものとする。

(4) 結果報告

要綱の第12条に基づき、改善指導及び改善措置の状況を、別紙4の立入調査結果表にとりまとめ、立入調査終了後1月以内に社会福祉課へ報告するものとする。立入調査結果表は、別紙5の区分に従って、指導監督調書の項目をとりまとめるものとする。

(5) 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付

指導監督基準の全項目について適合していることを認めた場合及び改善指導を行った場合であっても、改善状況の確認により指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合には、指導監督基準を満たしている旨の証明書を交付するものとする。

交付にかかる事務は別途定めるところによる。

5 特別立入調査

重大な事故(死亡事案、重症事故事案、食中毒事案等)が発生した場合や長期に滞在している児童がいる場合については、要綱別記様式第6号又は第7号により速やかに状況報告を求めるものとする。

また、利用者から苦情や相談が寄せられる場合等で、児童の処遇の観点から施設に問題があると認められる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えて、随時行うものとする。

これらの事案に関する報告及び立入調査の結果については、直ちに社会福祉課に報告するものとする。

【問題を有すると考えられる施設】

- ・保育従事者数が基準数を下回るもの、又は有資格者数が基準数を下回るもの
- ・児童1人当たりの面積が著しく基準を下回るもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇がうかがわれるもの
- ・重大な事故の発生に関わらず報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
- ・設置後の届出義務、設置者の氏名等の掲示義務、利用者に対する書面交付義務等法令に定める履行を怠っているもの

6 立入調査実施上の留意点

- (1) 立入調査の実施に際して、あらかじめ調査の趣旨等の説明を行うとともに、公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。
- (2) 立入調査の過程においては、当該施設の設置者又は管理者からの事情聴取を中心に進めるよう注意し、相互信頼に基づいた十分な意見交換を行い、一方的な判断を押し付けることのないよう留意するものとする。なお、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとし、また、施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等には、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。
- (3) 立入調査に当たっては、児童福祉法による認可外保育施設の届出制度及び報告徴収の都道府県による公表についても周知するよう努めるものとする。
- (4) 届出対象施設に対し、指導監督基準を満たす旨の証明書及び消費税の非課税措置について、制度の趣旨を周知するよう努めるものとする。なお、指摘事項（口頭を含む。）がある施設に対しても、改善が確認できれば証明書の交付が可能となることを、施設設置者等に十分説明を行うものとする。
- (5) 平成15年11月29日に施行された改正児童福祉法により保育士資格の法定化が図られ、法施行の際、既に「保育士となる資格を有する者」とみなされた者のため設けられていた3年間の経過措置期間が、平成18年11月28日をもって終了し、名称独占規定が適用されることとなったため、引き続き保育士資格の法定化について、周知徹底を図るものとする。
- (6) 近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発して化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされている。認可外保育施設においても、入所児童や施設職員などの体調をしっかりと把握し、体調管理に努めるとともに、特に、新・改築等した施設や新しい家具を設置した場合などは、換気等を十分に行うなどの対策に努めるよう施設設置者又は管理者に注意を促すものとする。

7 その他

4(5)により、指導監督基準を満たす旨の証明書を交付した場合は、社会福祉課において市のホームページに掲載することにより、一般県民へ情報提供を行うものとする。なお、交付や返還などの異動がある場合には、2ヶ月を目途にホームページ掲載情報を更新するものとする。